

## 学校法人鈴鹿享栄学園学期成績優秀奨学生細則

平成 26 年 4 月 1 日  
制 定

(目的)

**第 1 条** この細則は、学校法人鈴鹿享栄学園奨学金規程(以下「奨学金規程」という。)第 2 条(種類)の規定に基づき、学校法人鈴鹿享栄学園(以下「学園」という。)の入学後の教育活動の状態により決定される奨学生のうち、鈴鹿中学校及び鈴鹿高等学校の学期成績優秀奨学生(以下「奨学生」という。)の取り扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生の資格)

**第 2 条** 奨学生は、鈴鹿中学校及び鈴鹿高等学校に在籍し、各学期における学業成績が優秀な者で、生活態度も他の模範となる者とする。

(奨学生の選出及び認定)

**第 3 条** 各担任は、前項に該当する者がある場合は、学園が指定する様式(様式第 1 号)により調書を作成し、所属長へ提出する。

2 奨学生の認定は、調書が出された者のうち、奨学金委員会が選考し、常任理事会の議を経て学校長が行うことができる。ただし、この場合、理事長の承認を得なければならない。

(奨学生の認定通知)

**第 4 条** 奨学生が決定された場合は、速やかに決定通知書(様式第 2 号)を奨学生に送付する。

(奨学生の定員)

**第 5 条** 奨学生の定員は、各学年上位 2 名を原則とし、文系理系に分けかつ試験等基準となるものが異なる場合には、文系理系各 1 名とする。

(奨学金支給額)

**第 6 条** 奨学金支給額は、授業料の半額を限度とする。

2 前項にかかわらず奨学生に決定された場合でも、高等学校等就学支援金等の対象となる場合は、これを優先し、残る学納金負担額を上限として、奨学金を支給するものとする。

(奨学生対象期間)

**第 7 条** 奨学生対象期間については、次の各号のとおりとする。

(1) 1 学期成績優秀奨学生は、前年度 3 学期の成績を基に選出し、対象期間は 4 月から 7 月までとする。また、中学 1 年生及び高校 1 年生は対象外とする。

- (2) 2 学期成績優秀奨学生は、1 学期の成績を基に選出し、対象期間は 8 月から 11 月までとする。
  - (3) 3 学期成績優秀奨学生は、2 学期の成績を基に選出し、対象期間は 12 月から 3 月までとする。
- 2 奨学生が対象期間の途中で決定された場合であっても、対象期間の初月に遡り奨学金を支給できるものとする。

(奨学生の資格取消)

**第 8 条** 奨学金規程に基づき奨学生を取り消すべき事実が生じた場合又は奨学金を受給すべき理由が消滅した場合は、奨学生の認定を取り消すことがある。

- 2 校長は、前項の場合、奨学生に対して、奨学生資格取消しについて、取消通知書(様式第 3 号)により通知する。

(細則の改廃)

**第 9 条** この細則の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

#### 附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この細則は、平成 27 年 8 月 20 日から施行する。



様式第2号（第4条関係）

平成 年 月 日

生徒名  
（保護者名）

鈴鹿（中・高校）学校  
校長 ○○ ○○

平成 年度「○学期成績優秀奨学生」について  
（決定通知）

平成 年度 学期の学業成績が優秀でしたので、学校法人鈴鹿享栄  
学園学期成績優秀奨学生細則により、平成 年度 学期成績優秀奨学  
生とします。

記

1. 対象期間 ○学期成績優秀奨学生 平成○年○月～平成○年○月
2. 支給金額 授業料の半額に相当する奨学金を支給します。  
（授業料の1/2 円/月）
3. 支給方法 授業料から毎月奨学金を差し引いた金額を、口座から引落  
とします。

以 上

<付記>

「学期成績優秀奨学生制度」とは、各学期末において、学業成績優秀な  
生徒で、品行方正かつ他の生徒の模範となる者について認定するもので  
ある。

様式第3号（第8条関係）

平成 年 月 日

学年 組  
生徒名  
(保護者名)

鈴鹿（中・高校）学校  
校長 ○○ ○○

平成 年度「○学期成績優秀奨学生」について  
(取消通知)

平成 年度 学期成績優秀奨学生として認定しておりましたが、学校法人鈴鹿享栄学園奨学金規程第11条により、○学期成績優秀奨学生を取消し、下記のとおり奨学金の支給を停止することが決定しましたので通知します。

つきましては、指定の月から授業料を徴収しますので、ご確認ください。

記

1. 取消内容 平成 年度 学期成績優秀奨学生
2. 取消事由 学校法人鈴鹿享栄学園奨学金規程 に該当するため。
3. 取消年月日 平成 年 月 日

平成○年○月から、奨学金の減額を停止し、所定の授業料を徴収します。

以 上